

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和6年6月教育委員会会議：定例会

期 日 令和6年6月19日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時17分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 熊倉 夏子 委員
柴内 靖 委員

傍 聴 者 5名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱)	村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱)	榎本 泰之
	教育総務課長	宮崎由美子	教育センター所長	神成 裕尊
	社会教育課長	舎人 樹央	中央公民館長	土佐 博文
	学務課学事班長	曾田 一幸	教育総務課施設班長	新川 ゆか
	教育総務課企画財務班長	伊藤 浩司		
事務局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	小高 純

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長、熊倉委員より4件報告 (教育長)

令和6年度校長の目標申告面談、佐倉市PTA連絡協議会バレーボール大会、令和6年度千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会、令和6年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会について報告する。なお、後半の2つの報告については、熊倉委員から報告をする。

1つ目として、5月24日、27日に行った令和6年度校長の目標申告面談について。各校長が自校の課題解決に向けた方針を明確に示し、所属職員一

人一人を大切にしたい学校経営を進めていることを強く感じたので、感謝の気持ちを伝えた。また、職員のライフ・ワーク・バランスに配慮した服務指導等、工夫された取組について共有を図った。

2つ目として、6月16日に開催された佐倉市PTA連絡協議会バレーボール大会について。市民体育館が工事で使用できないため、佐倉南高校の体育館を借りて開催された。当日は14団体が参加する予選会を勝ち抜いた上位8団体による決勝トーナメントが行われ、優勝は井野小、志津小チーム、準優勝は臼井南中、千代田小チームとなった。なお、優勝した井野小、志津小チームは、印旛郡の大会に進むことになる。

(熊倉委員)

まず1件目。5月23日木曜日、流山市スターズおおたかの森ホールにて開催の令和6年度千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会及び研修会に圓城寺教育長と教育総務課、宮崎課長と出席した。定期総会では、令和5年度の事業報告、会計決算について、令和6年度の事業計画、予算について、全てが可決され、滞りなく議事が進行した。また、定期総会後の特別講演では、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等の推進について」と題して、文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室室長補佐の上久保秀樹様より講演をいただいた。

続いて、2件目。5月31日金曜日、茨城県古河市のイーエスはなもも体育館にて開催された令和6年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会(茨城大会)について報告する。こちらも圓城寺教育長と教育総務課、宮崎課長とともに出席をした。総会では、令和5年度事業報告、会計決算について、令和6年度の事業計画、会計予算について、それから、令和6年度役員の選出等があり、こちらも滞りなく可決され、議事が進行した。また、総会後の研修会では講話として「誰一人取り残されない学びの保障に向けて不登校対策(COCOLOプラン)について」と題して、文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長の仲村健二様より講演をいただいた。また、記念講演では「怪異談義 妖怪から学校の怪談まで」と題して、国立歴史民俗博物館名誉教授の常光徹様と古河歴史博物館前館長である立石尚之様より講演を頂戴した。

いずれの会に関しても、滞りなく総会等議事が進行した。

② 佐倉市内小中学校卒業者の進路について【指導課長】

佐倉市内小中学校卒業者の進路について報告する。

初めに、小学校について、公立中学校への進学率は94.4%、この中には県立千葉中学校1名も含まれている。私立中学校は5.5%。また、千葉大附属中学校へ1名が進学した。そのほかの1名については、海外現地校1名となっている。

次に、中学校について、国・公立高校への進学率は60.4%、私立高校への進学率は38.4%となっている。専修学校等の4名については、IT、プログラミングの専門学校が1名、陸上自衛隊高等工科学校が1名、美容系と調理系の専門学校への進学が各1名となっている。高校や専門学校等の進学率は

99.1%。市内の公立高校4校への進学率は、17.7%。就職者は1名いた。在家庭は9名おり、日常生活を優先したいという生徒であったり、在家庭で今後の自分の将来について考えるなど、様々な事情によるものとなっている。その他の2名については、海外留学と海外現地校への進学となっている。

③ 佐倉市立図書館の臨時休館について【社会教育課長】

佐倉市立図書館の臨時休館について報告する。

本件は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則第3条第1項第5号に定められた特別整理日の規定に基づき施設を休館にして施設ごとに蔵書点検作業を行おうとするものである。

実施館、期間、休館日数等は、資料2番目の臨時休館の期間のとおり。利用者の利便性を考慮し、各施設の休館期間が重ならないよう調整するとともに、第1火曜日の館内整理日等も活用して行うこととした。

利用者への周知方法については、「こうほう佐倉」、図書館ホームページ、カレンダー、館内のポスター掲示など御覧の方法で周知する。

④ いじめの状況について【指導課長】

5月のいじめの状況について報告する。いじめの認知件数は、小学校が202件、中学校が128件の合計330件である。今月新たな認知は161件あった。引き続き初期対応の大切さを学校に伝え、早期発見、早期対応に努めるよう指示し、丁寧に進めていく。

⑤ 感染症の状況について【指導課長】

5月11日から6月14日までの感染状況について報告する。新型コロナウイルス感染症が37名、溶連菌感染症が21名、水痘が8名、流行性角結膜炎が7名、インフルエンザ4名、咽頭結膜熱が2名、そのほか1名ずつだが、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、手足口病、アデノウイルス感染症の報告があった。また、5月は中学校1校、これは1学級においてだが、新型コロナウイルス感染症の学級閉鎖があった。インフルエンザによる閉鎖はない。新型コロナウイルス感染症が少しずつ増加し始めているところが気になっている。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。今、新型コロナウイルス感染症が増えている。数字でも出ている。5月の初めに大分少なくなってきた、印旛市郡医師会内で定点当たり3台まで下がった。ところが、先週、第24週、6月10日から6月16日の時点では定点8.26まで上がった。その前週23週、6月3日から6月9日が定点6.7であったので、やっぱり増えている。その前の週、第22週、5月27日から6月2日が6.06なので、この第22週と第23週の間は微増だったのだが、増加が目立つようになった。第22週では、第21週から1回下がった。第21週、5月20日から5月26日が6.83であったので、減少に転ずるかと思ったら、また増加したので、気をつけていただきたい。インフルエンザは、もう0.幾つの定点なので、これは全く問題ないと思う。あと、感染性胃腸炎の話があまり出なかったが、第24週の6月10日から6月16日

で感染症胃腸炎が定点当たり 9.13、その前の 23 週が 7.4、定点当たりの数としては感染性胃腸炎のほうが増えているので、気をつけていただきたいと思う。溶連菌も確かに多くて、第 24 週、先週定点当たり 6.73 あるので、この辺も気をつける要素かなと思う。目立った感染症としては、その 3 つなので、引き続き注意をしていただきたい。

⑥ 令和 5 年度市民意識調査報告書について【教育総務課長】

追加の報告をする。令和 5 年度市民意識調査報告書について、教育委員の皆様からいただいた意見や感想は、所管する市長部局の企画政策部企画政策課に報告をさせていただいた。

3 議決事項

議案第 1 号 佐倉市いじめ対策調査会委員の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：議案第 1 号については、佐倉市いじめ対策調査会委員が本年 6 月末をもって、2 年間の任期満了となることに伴い、新たに委嘱を行うものである。

1 ページは、委嘱候補者名簿。今回、1 番から 5 番までの皆様が再任となっている。6 番の佐倉市人権擁護委員の吉森文男氏は新任となっている。吉森氏は、平成 27 年から佐倉市人権擁護委員を務めている。また、民生委員・児童委員や志津地区社会福祉協議会の会長を務めるなど、佐倉市行政にも積極的に関わっていただいている方である。

6 名の委嘱期間については、令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 2 年間となる。

次の 2 ページ目は候補者の略歴となっている。3 ページ目は委嘱状（案）を、その次のページには佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

これは、条例には定期開催ではないので、問題があったときに招集ということになるが、令和 5 年度はどのくらい開かれているか。

【指導課長】

何か議案とか審議する必要があるときに集めている。基本的には年 2 回を想定しているが、昨年度については年 3 回実施している。

【委員 1 名より】

細かいことはいいが、大体どういう内容でされているのか。

【指導課長】

内容については、まず、佐倉市内のいじめの状況について、事務局から説明をして、それに対する委員の皆様から意見や今後の指導についての助言をいただいたりしている。または、重大事態等があった場合については、それについての審議をしていただく、そのような形になっている。

【委員 1 名より】

いつも教育委員会議で報告いただいているが、令和 5 年度は重大事案が

なかったということか。

【指導課長】

令和５年度については４件あった。

【委員１名より】

では、その４件について、全てここで調査、関与したということか。

【指導課長】

この調査会で審議いただいている。

【委員１名より】

これは、どこまで結論を出すのか。この調査会で。

【指導課長】

結論というか、この重大事態の調査について、事務局から、このような形ですというような説明をさせていただいて、基本的には、委員の皆様から、これは重大事態に相当するという考えにまとまった場合は重大事態と。または、引き続き調査が必要であるという場合もあるので、その際は改めて学校に調査を依頼したり、また、こちらで調査をしたりという運びになっている。個別の事案が入っているので、詳しい内容までは難しいが、被害者がいて加害者が本来いるところ、加害者が特定されない場合等があり、そういった場合は引き続き調査をするということで、行う場合が多くなっている。

【委員１名より】

なかなか微妙な問題もあり、大変だろうと思うが、内容について、お知らせいただける範囲でまた報告をいただけるとありがたい。いつも委嘱に関しての人選ばかりになってしまうので。その辺のこともお話しいただければありがたいと思う。

《議決結果》

可決

議案第２号 佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：既に令和５年２月の教育委員会会議において、令和５、６年度の学校歯科医委嘱議案について決議されているところだが、印南小学校学校歯科医を務めていただいていた佐藤俊則先生が、印南小学校学校歯科医を体調不良により退任したい旨、申出があった。それに伴い、後任について、印旛郡市歯科医師会佐倉地区代表に推薦依頼したところ、１ページのとおり、印南小学校の学校歯科医委嘱候補者として秀島潔先生の推薦があった。このたび印南小学校学校歯科医として委嘱する。したがって、３ページの学校歯科医委嘱名簿４２番に追加している。

委嘱期間については、令和６年７月１日から令和７年３月３１日までとする。

４ページ目は委嘱状（案）、５ページ目からは佐倉市立小学校及び中学校管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

秀島先生は4校目となり、これはどう見てもちょっと多過ぎる。歯科医師会が決めたことなので、しょうがないとは言えるが、教育委員会から多過ぎないかと、そういうことはやっぱり言えないものか。

【指導課長】

秀島先生については4校目ということで、非常に大変になってしまっている、その旨、秀島先生にも話をしたところだが、秀島先生がやっていただけということであつたので、このような形になった。来年度以降については、若干、若い方も入るようなことがありそうなので、解消できていくと考えている。

【委員 1 名より】

医科のほうでは、4校やると、もう本当かなり大変である。歯科も多分同じだろうと思うので、この辺が心配だが、本人がオーケーされているので、やむ得ないかなということ、来年度以降は改善できる場所があればしていただければと思う。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市社会教育委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページは候補者の一覧。今回は、任期が6月30日で切れることから新しい期間、2年間の委嘱をするというものである。条例上の定員15名以内に対し、11名を選任している。理由として、社会教育委員の選任に当たり、これからの2年間社会教育委員会議で特に議論いただきたい案件として、地域や大学、高等学校等と小中学校との連携や家庭教育の充実、あと佐倉学の充実、推進を社会教育の重点項目として、それを考えた中で今回11名を選任したところである。ただ、今後議論を進める中で、また新規の案件などがあつた場合については、必要に応じて委員の増員等を検討する予定である。

委嘱期間については、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間となる。

次のページについては、候補者の略歴である。3ページ目は委嘱状（案）、4ページ目は佐倉市社会教育委員設置条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

4番の方、新任の方だが、前任の方は日蘭協会の方だった。引き続きということか。

【社会教育課長】

4番の方については、前回は、省略形だが、文団連というところから紹介を受け、文化団体からいただいて、ここは交互にやっている関係もあり、今回は日蘭協会から推薦をいただいたところである。

【委員 1 名より】

そういうことであればいいが、定員が 15 人なので、両方から出すということは考えられなかったのか。

【社会教育課長】

今回については、今後の 2 年間考えた中で、文化関係の団体については 1 名でいいとこちらも捉えており、1 名の推薦をお願いした。

《議決結果》

可決

議案第 4 号 佐倉市公民館運営審議会委員の委嘱について

中央公民館長より上程議案の説明

内容：議案第 4 号については、佐倉市公民館運営審議会委員が本年 6 月末で 2 年間の任期満了となることから、新たに委嘱を行うものである。

1 ページは、候補者の名簿である。佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例、第 12 条第 2 項には、審議会の委員は、市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱すると定めている。また、同条第 3 項には、委員の定員は 15 人とし、その任期は 2 年とするとしている。これらの規定を踏まえて、今回候補者 15 名を選出した。学校教育をはじめとする関係者と学識経験者 11 名、市民候補者 4 名である。また、再任が 10 名、新任が公募 3 名を含めて 5 名である。

1 番から 3 番までの方は、市内高校、中学校、小学校のそれぞれの学校教育関係者である。4 番の方は、社会教育の関係者で人権擁護委員からの選出である。5 番の方は、家庭教育の向上に資する活動を行う者として青少年相談員連絡協議会からである。6 番から 11 番の 6 名の方は、学識経験者である。市内 6 つの公民館からそれぞれ豊富な社会教育の見識を有する方を選出している。12 番から 15 番までの 4 名の方は公募の方である。今回 4 名の公募をしたところ 5 名の応募があった。選考委員により申込書及び小論文「これからの公民館に求められるもの」により審査した結果、4 名を候補者とした。

委嘱期間については、令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで 2 年間である。

次のページ、候補者の略歴の一覧である。また、次の 3 ページ目は委嘱状（案）を、次の 4 ページ目からは、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

審議会のことで、条例の 12 条では、委員に関してしか記述がない。会議の運営に関しての記述がないので、例えば開催の期間とか招集とか、あるいはどのような内容で話をするとか、そういうのは、その細目はどこかで規則で決まっているのか。それとも、何か慣例とか、そういうもので文

書化されていないのか。その辺はどうか。

【中央公民館長】

特に規則というものではなく、やはり長年やってきた実績とか、そういったものに基づいてやっている。

【委員1名より】

実績でも、例えば裁判の場合は判例集があるが、そういう前年度までの何をやってきたかという記録を取っていて、それに基づいてということか。

【中央公民館長】

そういうことである。

【委員1名より】

大体こういう審議会は、会議に關しての例えば誰が招集するとか、細かいところまでいろいろ書いてあるはずだが、これはそういうものがなくても、大丈夫なのか。例えばどういうときに招集されるとか、何回ぐらい年間委員会開くとか。これも慣例か。条例を見るとあまり書いていないので、その辺の説明をいただければと思う。

【中央公民館長】

現状では、そういう状況でやっている。

【委員1名より】

それでも運営できているということか。

【中央公民館長】

そういう形で運営されている。

【委員1名より】

やっぱり教育委員会議で審議しているのだから、きちっとした細目とか規則とかがあったほうがやりやすいだろうと思うが、その辺はいかがか。

【社会教育課長】

条例の下に規則があり、規則の中で審議会の委員長、副委員長の選出方法、招集方法については明記されている。ただ、具体的な会議の内容については、これまで行ってきたところで、例えば社会教育法に基づき公民館の事務、分掌はこういうものと書いてある。それについての主に意見交換とか報告に対して意見をいただいているというのが現状という形になる。

【委員1名より】

最初に質問したときに、規則あるかと聞いたら、ないという話だったので、それだったらちゃんと決めたほうがいいかって話になる。内容については、その都度変わってくるのでいいが、今回これは条例しか出ていないので、そういう規則があるかどうかという文章がないので、やっぱりそこは会議の中で出しておいたほうがよい。

【社会教育課長】

今回委嘱という面で条例しか添付していないのだが、次回以降については考えさせていただきたいと思う。

【委員1名より】

人を選ぶわけなので、その人がどういうことをやるか、どういう形で審議会するかというのを分かっておいたほうが審議はしやすいはずである。

ただ、単にここに経歴だけ出すというのでは、審議としては少し弱いのかなという気がするので、また考えておいていただければと思う。

【委員 1 名より】

同じ内容で、さっき社会教育委員の選出のときに、こういう内容を今年度考えているから、それを基にして委員を選んでいるという説明があったように、今回の公民館についても同じように、13 条に規則をつくるって書いてあって、大概ここで規則をつくってあるはず。やはりさっきと同じような形で、規則をつけて説明していただくほうが審議としては正しいやり方ではないかなと思うので、私からも同じ意見でお願いしたい。

【委員 1 名より】

今回公募に当たり、5 名の方の応募があったとお伺いしたが、差し支えない程度で構わないのだが、年齢層は大体どのぐらいか。

【中央公民館長】

公募の方だと、今回 4 名挙げているが、65 歳、70 歳、78 歳、77 歳ということになっている。

【委員 1 名より】

年齢で計るものではないが、当然この公民館審議会委員には各教育分野の関係者の方、それから学識経験者の方がたくさんいるので、問題ないと思うが、より公民館の活性化、より利用につながるようなところしていくと、この審議会委員の皆様の年齢の幅があると、佐倉市内、市民の皆様の多様な声というのが寄せられて、公民館の運営に反映される等々も考えられると思う。また、公募も結局 5 名しか応募がなかったということであれば、もっとたくさんの世代の方から応募があるような広報活動をしたりとかということで、たくさんの市民の方の声が反映するような会であっていただきたいと思うので、ぜひ、また検討いただければと思う。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）佐倉市立幼稚園設置条例及び佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の廃止並びに関係条例の改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料の 1 ページ。今回、廃止及び改正となる条例については、1 の対象例規と制定改廃の別にある（1）から（5）までの 5 つの条例となる。

2 の背景として、佐倉市立幼稚園への入園児が年々減少し、令和 5 年度の入園児が 1 人となったことを受け、幼児教育・保育の無償化、働き方の多様化等に伴う保育ニーズの高まり及び少子化の進展を踏まえると、今後も園児数の大幅な増加は難しいと考えられることから、市立幼稚園 3 園、佐倉、和田、弥富の 3 園を閉園する方針を決定し、令和 5 年 8 月定例会に議案を提案した。当該定例会での審議の結果、議員発議として、和田幼稚園及び弥富幼稚園を閉園とし、佐倉幼稚園については「1 年を目途として、佐倉市立幼稚

園の運営状況等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とする附則を規定した改正案が可決されたことから、現在も佐倉幼稚園の運営を継続しているところである。その後、当該改正案の附則で求められている検討を実施するため、佐倉市立幼稚園のあり方検討会を組織し、様々な視点からの意見聴取や市民アンケート等の調査を行い、ここで得られた情報を基に議論した結果、検討会議は、令和7年度の入園児募集は行わず、現在在園している幼児が卒園するまでは佐倉幼稚園を継続することを求める提言を提出した。今回の条例の改廃は、この提言の内容が妥当であると判断し、提言の内容に沿った形で行おうとするものである。

資料2 ページ、3の対応方針について、上記（1）及び（2）の条例を令和7年3月31日をもって廃止し、（3）から（5）までの関連する条例については、佐倉市立幼稚園や幼稚園教諭に関する文言の整理を行う。

なお、現在、在園している園児が卒園するまでは佐倉幼稚園は継続するので、令和7年3月31日に在園する園児が在園しなくなる日までの間は、条例の施行日以降も引き続きその効力を有するものとして附則を規定している。

資料の3 ページから9 ページまでは改め文及び新旧対照表、資料の10 ページから200 ページまでは現行の条例、その次、最後に、佐倉市立幼稚園のあり方検討会議報告書を添付している。

資料2 ページの4、今後の予定については、本日の定例会における協議の後、6月26日に佐倉市政策調整会議に付議の後、意見公募、パブリックコメントを30日間行い、7月31日に臨時で教育委員会会議を開催して議案上程、その後、佐倉市議会8月定例会に議案を上程する予定で考えている。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（2）教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：報告書（案）の主な概要について説明をする。

初めに、報告書（案）の1 ページ目、下段、2、点検・評価の方法。初めに、教育委員会での自己評価を行った後に、今年度も2 ページに記載している3名の学識経験者に意見をいただく予定である。学識経験者の方々の主な経歴については、報告書（案）の後ろに添付をした学識経験者名簿のとおりで、3名とも昨年度に引き続きお願いする方々となっている。

続いて、3 ページ。中段、2、基本方針に基づく各施策の主な実績・成果と今後の展望である。8 ページにかけて第3次佐倉教育ビジョンの教育方針と施策の方向性に沿って、令和5年度の主な成果と今後の展望を記載した。令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたが、インフルエンザ等、その他の感染状況も注視し、引き続き感染対策の徹底や実施方法の工夫などを行いながら授業展開に取り組んだ。

続いて、15 ページ。2、教育ビジョンに基づく施策（事業）の点検・評価である。事業については、第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画に基づく施策のうち、重点事業25事業、通常事業64事業、計89事業である。

その下、自己評価基準及び評価集計である。評価に当たっては、従来どおり、各所属において事業ごとに質的評価と数的評価を行い、どちらかを主評価、それ以外を補助評価にして総合評価をしている。

21 ページ。中段のナンバー28、幼稚園及び小中学校施設の環境整備だが、令和5年度評価において数的評価を主評価とした事業は、こちらの1事業のみで、それ以外の事業は質的評価を主評価としている。

15 ページ。①、質的評価については、16 ページの表に基づき、AからDの自己評価を行ったところ、重点事業、通常事業ともA評価の割合が最も多く、また、CDの評価はなかった。

続いて、②、数的評価だが、表にあるとおり、目標達成率に応じてAからDの自己評価を行った。重点事業、通常事業合わせてA評価が72事業と最も多く、B評価が14事業、C評価が2事業となった。

20 ページ。こちらの表の事業番号21のオランダとの国際理解の促進について、こちらは新型コロナウイルス感染症及び国際情勢の不安定化により児童交流が実施できなかったが、このような不可抗力な事由により事業ができなかったものについては数的評価をなしとして横棒で表示をしている。また、複数の数的評価を掲げている事業の場合は、数値目標の一部のみ実施できた事業については、実施できた事業の範囲で評価を行っている。

17 ページ。③、総合評価のAからD評価については、こちらの表にあるとおり、優先される主評価と補助評価の組合せにより決定をしている。重点事業、通常事業、事業全体において、いずれもA評価が最も多くなっており、CとDの評価はなかった。

続いて、同じページの下段、自己評価のまとめ。令和5年度については、令和4年度同様に新型コロナウイルス感染症等の影響から一部の事業が実施できなかったが、感染対策の徹底や実施方法の工夫などを行いながら事業推進に取り組むことができ、全体としては堅実に事業を進めることができたものと判断している。また、6年度は第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画のスタートの年度になるが、引き続き佐倉ならではの教育を推進するとともに、常に工夫や改善を試みながら佐倉の教育施策全体がさらに充実したものとなるよう努めていく。

次に、19 ページ。全事業の自己評価一覧、数値目標と実績数値、評価理由を掲載しており、こちら26 ページまでである。

27 ページ。ここからは、重点事業25事業の評価シートで数値目標に対する達成状況などのほか、今後の対応、課題などを記載しており、49 ページまで続いている。

今後の予定について、7月の定例教育委員会会議で議案として審議いただき、議決をいただけたら、学識経験者からの意見を巻末に添え、8月市議会定例会に提出するとともに、公表をする予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言